

資料2-1

令和5年(2023年)3月29日(水)
第1回市民参加推進審議会

第1回 八王子市市民参加推進審議会（第8期） 会議録

会 議 名	第1回 八王子市市民参加推進審議会（第8期）	
日 時	令和5年（2023年）1月26日（木） 9時30分から11時30分	
場 所	八王子市役所 3階 市長公室 及び 8階 805会議室	
出席者氏名	委 員	小林勉委員、山本薫子委員、荒木紀行委員、岡崎理香委員、行田正三委員、田中祐輔委員、星晶子委員
	説 明 者	—
	事 務 局	渡邊和樹広聴課長、宮野努広聴課主査、実森将人広聴課主任
	そ の 他 市 側 出 席 者	石森孝志市長、古川由美子総合経営部長
欠 席 者 氏 名	門倉栄委員	
議 題	<p>《第1部》辞令交付及び諮問手交</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 辞令交付 <ol style="list-style-type: none"> (1) 辞令交付 (2) 市長挨拶 2. 諮問手交 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問手交 (2) 各委員自己紹介 <p>《第2部》第1回八王子市市民参加推進審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合経営部長挨拶 2. 審議会の運営について 3. 市民参加条例の概要について 4. 諮問事項について 5. その他 	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	<p>資料1-1：第8期八王子市市民参加推進審議会名簿</p> <p>資料1-2：第8期市民参加推進審議会開催スケジュール（予定）</p> <p>資料1-3：八王子市市民参加条例</p> <p>資料1-4：八王子市市民参加条例施行規則</p> <p>資料1-5：八王子市市民参加条例の概要について</p> <p>資料1-6：諮問書（写）</p> <p>参考資料：市民参加条例の適切な運用について（答申）（第7期）</p>	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

《第1部》辞令交付及び諮問手交

1. 開催の挨拶

- 事務局
- ・ただ今より、第8期八王子市市民参加推進審議会（以下、「審議会」という）の第1回審議会を開催する。
 - ・会の進行は、本来、議長である会長が務めるところだが、会長選出までの間は、事務局が行う。また、本来は市長からの辞令交付をもって、正式に委員として審議していただくところだが、本日、市長の公務の都合で辞令交付を午前9時35分から行う予定となっているため、辞令交付前から審議会を開始することをご了承願う。
 - ・本日の出席委員は現在のところ6名。
 - ・『八王子市市民参加条例施行規則』（以下、「施行規則」という）に規定されている、全委員の過半数を超えているため、本審議会は成立する。

2. 本日の進行について

（事務局説明）

3. 委員紹介

- 事務局
- ・委員を紹介する。順番は50音順とする。
 - ・八王子市町会自治会連合会の荒木紀行（あらかのりゆき）委員。
 - ・八王子市民活動協議会の岡崎理香（おかざきりか）委員。
 - ・中央大学総合政策学部教授の小林勉（こばやしつとむ）委員。
 - ・八王子商工会議所から選出の田中祐輔（たなかゆうすけ）委員。
 - ・市民委員の星晶子（ほしあきこ）委員。
 - ・東京都立大学都市環境学部准教授の山本薫子（やまもとかほるこ）委員。
 - ・小林委員、岡崎委員、山本委員は第7期からの継続となる。
 - ・市民委員の門倉栄（かどくらさかえ）委員は欠席となる。
 - ・大学コンソーシアム八王子から選出の行田正三（こうだしょうぞう）委員は、中央線の遅延により到着次第参加する。

4. 会長及び副会長の選出

- 事務局
- ・会長、副会長の選出は、施行規則で「委員の互選」によるとされている。
 - ・立候補や推薦などはあるか。
- 荒木委員
- ・第7期審議会では、学識経験者のお二人に会長・副会長をお願いしたと聞いている。審議の継続性も踏まえ、中央大学の小林教授に会長、東京都立大学の山本准教授に副会長を引き続きお願いしたい。
- 事務局
- ・荒木委員からのご意見のとおり、中央大学の小林教授に会長、東京都立大学の山本准教授に副会長をお願いしたいと思うがよろしいか。

（異議なし）

- 事務局
- ・小林委員が第8期審議会の会長に、山本委員が副会長に就任いただくこととする。

（石森市長入室）

5. 市長挨拶
(省略)
6. 辞令交付
7. 諮問手交
(石森市長、諮問書を朗読のうえ、小林会長に手交)
8. 委員自己紹介

(石森市長退席・休憩)

《第2部》第1回八王子市市民参加推進審議会

1. 総合経営部長挨拶
(省略)
2. 審議会の運営について
 - 小林会長
 - ・ 審議会を再開する。
 - ・ 会議の公開及び議事録の作成について、事務局より説明を。
 - 事務局
 - ・ 条例第9条第3項に基づき、本審議会についても、委員の皆様の了解が得られれば、原則として公開とし、傍聴を許可するものとしたい。
 - ・ また、条例第9条第5項に基づき会議録を作成するが、会議録は要点録とし委員の内容確認を経た上で、市ホームページに公開したい。了解が得られれば、そのように取り扱いたい。
 - 小林会長
 - ・ 会議の公開について、本審議会においても、公開で良いか。
(異議なし)
 - 小林会長
 - ・ 本審議会は公開とする。傍聴人の入室を現時点より認める。本日、傍聴人はいるか。
(事務局確認、傍聴人なし)
 - 小林会長
 - ・ 会議録の作成及び公開等について異議等はあるか。
(異議なし)
 - 小林会長
 - ・ 会議録の作成と公開等については、事務局の提案どおりとする。
 - ・ 続いて、会議の開催場所及び開催時間について、事務局より説明を。
 - 事務局
 - ・ 本審議会は附属機関に該当する。市で作成した附属機関及び懇談会等に関する指針にもとづき、会議は休日、夜間の開催も行うよう努めることとなっている。
 - ・ 施行規則第4条第5項で、「審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」という規定がある。
 - ・ 本審議会の条例では出席の定義についてはっきりと書かれていない。
 - ・ これまで、会議は対面方式が前提で実施されていたが、コロナ禍においてオンライン会議も行われるようになっている。
 - ・ 施行規則第4条第9項に「前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な

事項は会長が推進審議会に諮って定める」となっている。本審議会では、対面での集合形式での開催を原則とし、災害等で会議室に集合して開催できない場合にはオンライン開催もできるとしたい。

- ・本審議会は、平日の午後6時半から8時半までの時間帯で開催し、八王子駅周辺のクリエイトホールを主とし、場合によっては学園都市センター、八王子南口駅前事務所や本庁舎の会議室を開催場所とすることを考えている。

小林会長 ・今の事務局の説明について、何か意見はあるか。

(異議なし)

小林会長 ・では、今後の開催場所、開催時間については、事務局の提案どおり進める。

- ・その他について事務局より説明を。

事務局 ・開催通知と会議資料について、郵送とメールでお知らせする。開催通知は、開催日の1か月前まで、会議資料は、開催日の1週間前までを目標としている。

- ・メールは、BCCで送信する。

小林会長 ・ただいまの事務局の説明に対し、意見等はあるか。

(意見等なし)

3. 市民参加条例の概要説明及び質疑応答

小林会長 ・市民参加条例の概要説明及び質疑応答に入る。

- ・諮問の議論の前提として、市民参加条例について、理解を深めたい。
- ・事務局より、市民参加条例の概要について説明を。

(事務局から資料1-5を使用して説明)

小林会長 ・今の事務局の説明に質問等はあるか。

(質問等なし)

4. 諮問事項についての概要説明及び質疑応答

小林会長 ・諮問事項についての概要説明及び質疑応答に入る。

- ・市民参加条例の概要説明も踏まえて、今回の諮問の背景について、事務局から説明を。

(事務局から資料1-7及び参考資料を使用して説明)

小林会長 ・ただいまの事務局の説明に対し、質問等はあるか。

(質問等なし)

小林会長 ・諮問の1つは、市民参加条例に基づき、計画、立案を実行する場合に、市民の声を反映するプロセスを踏んでいるかを審議会としてチェックしていくこと。

- ・もう1つが、これまで個人に焦点をあて、少し背中を押してあげることで参加してもらえそうな市民への情報の届け方等を議論してきた。今期では、組織化された企業や団体を通して、どのようなアクションをすることで市民参加が促進されるかの視点で議論する。

5. その他事務連絡

小林会長 ・その他事務連絡について、事務局より説明を。

(事務局より次回開催日、開催場所の提案)

(事務局から報酬の支払について説明)

(事務局より決定事項について確認)

小林会長 ・第2回は午後6時30分から8時30分に、3月27日から30日の中から会場を確保し開催

する。クリエイトホールの会議室にて開催する予定である。

- ・ほかに質問等はあるか。

荒木委員

- ・本審議会の資料は、所属団体等への報告資料として使用可能か。

事務局

- ・会議資料は公開しているため可能である。

山本副会長

- ・事務局から、市民参加の概要についてご説明を受けた。平成20年に条例がつけられたが、状況も変化し、更にこの3年のコロナ禍により、人のつながり方、集い方、情報共有方法などが変わってきた。市民が日常的に行っていることの中には、市民参加と呼べるものがあるが、必ずしも現状の市民参加条例での市民参加の枠に当てはまらないものもあるとの意見も第7期ではあった。今期もこのような広い視点で活発に議論できればと思う。

小林会長

- ・市民参加には6つの方法があるが、プラスアルファした参加方法に関する議論の余地がある。
- ・コロナ禍で新たなツールも生まれ、市もLINEにより積極的に情報を発信している。6つの方法に限定されることなく、様々な発想でのご議論をお願いする。

岡崎委員

- ・名称を含めた条例の改正、より能動的なものへの変更などを含めて議論することは可能か。

総合経営部長

- ・条例の適切な運用についての検証が諮問事項の一つであるので、ここで議論し課題等を明らかにしていくことは可能である。

荒木委員

- ・第7期の答申には、「本審議会で検討する市民参加とは、市民参加条例に規定されている狭い意味であり、その方法もパブリックコメント手続などの規定されている6つの方法が主なものとなっている」とあるが、市民参加がもっと広義なものになるとよい。
- ・また、2つの諮問事項とは別に条例の有り様、実態に合ったものは何かを議論することが可能か、その内容は別にすべきことなのか。

総合経営部長

- ・諮問事項の「市民参加条例の検証」において、課題等を出し答申することは有り得る。

小林会長

- ・条例が制定された当初から、環境、時代等が変化し、議論によっては答申に今の時代に合わなくなってきたことを記述することも有り得る。
- ・次回以降では、「団体や企業を通じた市民参加の裾野の拡大のための方策」について、ご意見をいただき、議論を積み重ね、8期としての方向性を見出していきたいと思う。
- ・ほかに質問等はあるか。

(質問等なし)

小林会長

- ・以上で、本審議会を終了する。